

議第 99 号

市街化調整区域の既存集落の区域指定について

亀岡市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例（亀岡市条例第 42 号）

第 8 条第 1 項第 3 号及び同条例第 9 条第 1 項第 3 号の規定に基づき、市長が指定する区域を次のとおり指定する。

区域の名称	<b>稗田野地区</b>
土地の区域	別紙「稗田野地区 区域図」のとおり
許容する予定 建築物の用途	<p>[開発行為]</p> <p>(1)専用住宅（その敷地面積が、自己の居住の用に供するものにあっては150平方メートル以上のもの、その他のものにあっては300平方メートル以上のものに限る。）</p> <p>(2)第一種低層住居専用地域内に建築することができる兼用住宅（その敷地面積が、自己の居住の用に供するものにあっては150平方メートル以上のもの、その他のものにあっては300平方メートル以上のものに限る。）</p> <p>(3)(4)に掲げるもののほか、第二種低層住居専用地域内に建築することができる店舗、飲食店、その他これらに類するものでその用途に供する部分の床面積の合計が150平方メートル以内のもの（3階以上の部分をその用途に供するものを除く。）</p> <p>(4)次に掲げる農業の利便を増進するために必要な店舗等でその用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートル以内のもの（3階以上の部分をその用途に供するものを除く。）</p> <p>①建築物の周辺の地域で生産された農産物の販売を主たる目的とする店舗</p> <p>②①の農産物を材料とする料理の提供を主たる目的とする飲食店</p> <p>③自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの（①の農産物を原材料とする食品の製造又は加工を主たる目的とするものに限る。）で作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。）</p> <p>(5)診療所</p> <p>(6)第一種低層住居専用地域内に建築することができる兼用住宅の兼用用途である事務所でその用途に供する部分の床面積の合計が50平方メートル以内のもの</p> <p>(7) 第一種低層住居専用地域内に建築することができる兼用住宅の兼用用途である美術品又は工芸品を製作するためのアトリエ又は工房でその用途に供する部分の床面積の合計が50平方メートル以内のもの</p>
	<p>[建築行為]</p> <p>(1) 自己の居住の用に供する専用住宅（[開発行為]（1）又は（2）のうちその他のものとして都市計画法第29条第1項の規定に基づく開発許可を受けた土地に建築するものを除き、かつ、新築の場合にあってはその敷地面積が150平方メートル以上のものに限る。）</p>

	<p>(2) (1)に掲げるもののほか自己の居住の用に供する専用住宅(その敷地面積が300平方メートル以上のものに限る。)</p> <p>(3) 第一種低層住居専用地域内に建築することができる自己の居住の用に供する兼用住宅([開発行為](1)又は(2)のうちその他のものとして都市計画法第29条第1項の規定に基づく開発許可を受けた土地に建築するものを除き、かつ、新築の場合にあってはその敷地面積が150平方メートル以上のものに限る。)</p> <p>(4)(3)に掲げるもののほか第一種低層住居専用地域内に建築することができる自己の居住の用に供する兼用住宅(その敷地面積が300平方メートル以上のものに限る。)</p> <p>(5) (6)に掲げるもののほか、第二種低層住居専用地域内に建築することができる店舗、飲食店、その他これらに類するものでその用途に供する部分の床面積の合計が150平方メートル以内のもの(3階以上の部分をその用途に供するものを除く。)</p> <p>(6) 次に掲げる農業の利便を増進するために必要な建築物でその用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートル以内のもの(3階以上の部分をその用途に供するものを除く。)</p> <p>①建築物の周辺の地域で生産された農産物の販売を主たる目的とする店舗</p> <p>②①の農産物を材料とする料理の提供を主たる目的とする飲食店</p> <p>③自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの(①の農産物を原材料とする食品の製造又は加工を主たる目的とするものに限る。)で作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のもの(原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下るものに限る。)</p> <p>(7)診療所</p> <p>(8)第一種低層住居専用地域内に建築することができる兼用住宅の兼用用途である事務所でその用途に供する部分の床面積の合計が50平方メートル(用途を変更する場合にあっては、150平方メートル)以内のもの</p> <p>(9)第一種低層住居専用地域内に建築することができる兼用住宅の兼用用途である美術品又は工芸品を製作するためのアトリエ又は工房でその用途に供する部分の床面積の合計が50平方メートル(用途を変更する場合にあっては、150平方メートル)以内のもの</p> <p>(10) 旅館業法第2条第3項に規定する簡易宿所営業に係るもの(用途を変更する場合に限る。)</p>
--	---

区域の名称	吉川地区
土地の区域	別紙「吉川地区 区域図」のとおり
許容する予定 建築物の用途	<p>[開発行為]</p> <p>(1)専用住宅（その敷地面積が、自己の居住の用に供するものにあっては150平方メートル以上のもの、その他のものにあっては300平方メートル以上のものに限る。）</p> <p>(2)第一種低層住居専用地域内に建築することができる兼用住宅（その敷地面積が、自己の居住の用に供するものにあっては150平方メートル以上のもの、その他のものにあっては300平方メートル以上のものに限る。）</p> <p>(3)(4)に掲げるもののほか、第二種低層住居専用地域内に建築することができる店舗、飲食店、その他これらに類するものでその用途に供する部分の床面積の合計が150平方メートル以内のもの（3階以上の部分をその用途に供するものを除く。）</p> <p>(4)次に掲げる農業の利便を増進するために必要な店舗等でその用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートル以内のもの（3階以上の部分をその用途に供するものを除く。）</p> <p>①建築物の周辺の地域で生産された農産物の販売を主たる目的とする店舗</p> <p>②①の農産物を材料とする料理の提供を主たる目的とする飲食店</p> <p>③自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの（①の農産物を原材料とする食品の製造又は加工を主たる目的とするものに限る。）で作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。）</p> <p>(5)診療所</p> <p>(6)第一種低層住居専用地域内に建築することができる兼用住宅の兼用用途である事務所でその用途に供する部分の床面積の合計が50平方メートル以内のもの</p> <p>(7) 第一種低層住居専用地域内に建築することができる兼用住宅の兼用用途である美術品又は工芸品を製作するためのアトリエ又は工房でその用途に供する部分の床面積の合計が50平方メートル以内のもの</p>
	<p>[建築行為]</p> <p>(1) 自己の居住の用に供する専用住宅（[開発行為]（1）又は（2）のうちその他のものとして都市計画法第29条第1項の規定に基づく開発許可を受けた土地に建築するものを除き、かつ、新築の場合にあってはその敷地面積が150平方メートル以上のものに限る。）</p>

	<p>(2) (1)に掲げるもののほか自己の居住の用に供する専用住宅(その敷地面積が300平方メートル以上のものに限る。)</p> <p>(3) 第一種低層住居専用地域内に建築することができる自己の居住の用に供する兼用住宅([開発行為](1)又は(2)のうちその他のものとして都市計画法第29条第1項の規定に基づく開発許可を受けた土地に建築するものを除き、かつ、新築の場合にあってはその敷地面積が150平方メートル以上のものに限る。)</p> <p>(4)(3)に掲げるもののほか第一種低層住居専用地域内に建築することができる自己の居住の用に供する兼用住宅(その敷地面積が300平方メートル以上のものに限る。)</p> <p>(5) (6)に掲げるもののほか、第二種低層住居専用地域内に建築することができる店舗、飲食店、その他これらに類するものでその用途に供する部分の床面積の合計が150平方メートル以内のもの(3階以上の部分をその用途に供するものを除く。)</p> <p>(6) 次に掲げる農業の利便を増進するために必要な建築物でその用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートル以内のもの(3階以上の部分をその用途に供するものを除く。)</p> <p>①建築物の周辺の地域で生産された農産物の販売を主たる目的とする店舗</p> <p>②①の農産物を材料とする料理の提供を主たる目的とする飲食店</p> <p>③自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの(①の農産物を原材料とする食品の製造又は加工を主たる目的とするものに限る。)で作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のもの(原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下るものに限る。)</p> <p>(7)診療所</p> <p>(8)第一種低層住居専用地域内に建築することができる兼用住宅の兼用用途である事務所でその用途に供する部分の床面積の合計が50平方メートル(用途を変更する場合にあっては、150平方メートル)以内のもの</p> <p>(9)第一種低層住居専用地域内に建築することができる兼用住宅の兼用用途である美術品又は工芸品を製作するためのアトリエ又は工房でその用途に供する部分の床面積の合計が50平方メートル(用途を変更する場合にあっては、150平方メートル)以内のもの</p> <p>(10) 旅館業法第2条第3項に規定する簡易宿所営業に係るもの(用途を変更する場合に限る。)</p>
--	---